

八千代町つながるマーケット掲載情報取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八千代町の地場産品の普及を目的として開設する、八千代町つながるマーケット（以下「本サイト」という。）に掲載する町内の事業者情報及びネットショップ等（以下「掲載情報」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象者)

第2条 本サイトへの掲載対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 八千代町内において事業を営んでいる個人又は法人であること。
- (2) 個人にあつては、八千代町内に住所を有する者、法人にあつては、八千代町内に本店、本社又は事業所を有する者
- (3) 八千代町内において生産（八千代町内において原材料の主要な部分が生産されたものを含む。）又は製造、加工されたものを継続的に販売するネットショップ等を運営していること。
- (4) 町税の未納がないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (6) 八千代町暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(掲載情報の取扱基準)

第3条 掲載情報は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の信用又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見の主張又は特定の個人の支援に関するもの
- (3) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) その他掲載する情報として適当でないと町長が認めるもの

(掲載の位置及び順)

第4条 掲載情報の掲載位置は、町の指定する位置及び順とする。

(掲載の申請及び決定)

第5条 本サイトへ掲載情報の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、八千代町つながるマーケット掲載申請書（様式第1号）を町長に提出又は八千代町つながるマーケット掲載申請フォームによって申請しなければならない。また、申請者は、誓約書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 町長は、掲載の決定を行うに際して、掲載情報の内容の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(掲載情報の変更)

第6条 前条第2項の規定による掲載の決定通知を受けた後において、申請内容に変更が生じた場合は、八千代町つながるマーケット掲載情報変更申請書（様式第3号）を町長に提出又は八千代町つながるマーケット掲載情報変更申請フォームによって申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(掲載決定の取消し)

第7条 町長は、町の行政運営上支障があると認められたときは、掲載の決定を取り消すことができる。

(掲載の取りやめ)

第8条 申請者は、自己の都合により、掲載の取りやめを書面により町長に求めることができるものとする。

(掲載情報の削除等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ申請者に対して通知をすることなく、掲載情報の一時中止又は削除をすることができる。

- (1) 申請者が町の業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 申請者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 掲載情報が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) その他掲載情報が適当でない町長が認める事由が生じたとき。

(5) 本サイトの公開が停止又は終了したとき。

2 前項の規定により掲載情報の一時中止又は削除をした場合において、申請者に損害が生じても、町長は、その賠償の責めを負わない。

(掲載料)

第10条 本サイトの掲載料については、無料とする。

(掲載期間)

第11条 掲載情報の掲載をする期間は、第8条に基づき申請者からの取りやめがあった場合又は第9条に基づき掲載情報の削除等があった場合を除き継続するものとする。

(申請者の責任)

第12条 申請者は、掲載情報によって生じる全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

(掲載情報等に関する町の関与)

第13条 町は、掲載情報及びネットショップ等で販売している商品等について、推奨や品質保証を行うものではない。

(損害賠償等)

第14条 申請者が本サイト及びネットショップ等の掲載に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、町は、その賠償を請求することができる。

2 申請者がネットショップ等に掲載した商品等の瑕疵により第三者に対し、損害又は損失を与えた場合において、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(雑則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。